

職員の懲戒処分等について

1 懲戒処分等の処分量定内容

件	事案概要	整理番号	被処分者	年代	処分年月日	処分内容	処分の概要
事案1	公共工事等における不適切な契約事務処理、職務命令違反及び信用失墜行為事案	1	主査級	30代	令和6年5月27日	懲戒処分 戒告	公共工事等において契約事務執行の不履行や、再三の上司からの指示、指導に従わず事務を放置し、虚偽の報告を行ったことによる職務命令違反及び信用失墜行為事案
		2	課長級	50代	令和6年5月27日	文書注意	部下職員に対する監督不行届
		3	課長補佐級	50代	令和6年5月27日	文書注意	部下職員に対する監督不行届
		4	係長級	40代	令和6年5月27日	文書注意	部下職員に対する監督不行届

2 再発防止策

各職員には令和6年5月29日付で、綱紀保持のため事務処理の適正化について通知した。これまで機会あるごとに適正な職務遂行について注意喚起を促してきたところですが、今般不適切な事務処理事案に係る懲戒処分等を行った。このことは、公務の運営に支障をきたし、町民からの信用を失墜する行為であることから、職員一人ひとりが自覚を持ち、適正な事務処理に努めるとともに、法令遵守を当然に心がけ、組織としての管理体制をより一層強化するよう通知した。

1 組織としての管理・確認体制の強化

組織的な管理と相互確認の体制を強化し、不適正な事務処理の防止に努めること。

2 コンプライアンスの意識向上

法令を遵守する服務義務を再確認し、公務員としてコンプライアンスに対する意識向上を図ること。

3 知識の充実

業務知識の充実を図るため、根拠となる法令及びマニュアル等を再確認するとともに、自己研鑽に励むこと。